日本植民地下朝鮮農業の封建制論について

桜井浩（さくらい ひろし）

I　問題の所在
II　封建論の再検討
1.「土地調査事業」をめぐる問題
2.　地税の封建性について
3.　小作料の地代範疇について
おわりに

I　問題の所在

植民地統治下における朝鮮農業の歴史的性格に関しては、1930年代に若干の論争があった。この論争は、日本における農業の資本主義をめぐる論争と内容が非常に近いもので、資本主義派と封建派の論争というべきものであった。しかし、この論争は、日中戦争や第2次大戦の激化に伴い十分に展開されることなく中断を余儀なくされた(注1)。

解放後の朝鮮では、封建派に属する朴文圭、印貞植氏等が規定したように、植民地下の朝鮮農業の性格を封建制あるいは半封建(注2)制とみる説が支配的であり、これと異なる説があっても、論争という形では現われなかった。そのため、植民地下の朝鮮農業の歴史的性格をめぐる問題は、すでに過去の問題であるかのようにみえるのであるが、実際には、現在においても特に南朝鮮の農業問題をどのように把握するかということと関連して重要な問題である。

このように、問題が過去のものであるかのような状態になったのは、解放後、アメリカ軍政による弾圧などにより、有力な封建派の論者がほとんど北朝鮮に移住してしまったこと、朝鮮戦争の戦乱とその後の南北の交流途絶、さらに今日にいたるまでの韓国の研究環境等がわざわいしていると考えられる。

植民地下の朝鮮農業の歴史的性格を封建制とする説は、解放後における南朝鮮の農地改革の評価をめぐって、大別してまた二つにわかれた。

その一つは、南朝鮮の農地改革は、アメリカと南朝鮮の地主層が行なった封建制の再編成であったという説であり、他の一つは、植民地時代の封建制は、解放後の農地改革によって基本的には打倒されたという説である。

前者、すなわち、南朝鮮の農地改革＝封建制再編論は、帝国主義はその植民地統治の支柱をつくるため、また、帝国主義的搾取と略奪の物質的条件をつくるため、封建的土地所有関係を温存することに利害関係をもっているという一般的・古典的命題から出発し、解放後の南朝鮮とアメリカとの関係、その下で実施された農地改革も、この理論の枠組で把握し、論証しようとするものである(注3)。

しかし、かつての日本の朝鮮支配においては、朝鮮を日本の食糧供給地とすることに一つの重要な目標があり、「土地調査事業」等を通じて、またその後においても大地主をつくりだし、この地主を通じて小作人から大量の米を収奪・搬出したのに対し、アメリカの場合は、むしろ日本とは逆であった。第2次大戦後のアメリカは、大量の「余剰農産物」をかかえて、世界各国に食糧を供給する側であり、南朝鮮にも多量の食糧をもたらしたことは周知の通りである。

このように、アメリカが食糧供給者であったことは、朝鮮においても、解放前のように地主が大量の米を収集し、商品化することは、アメリカにとって好ましいことではなかったといえよう。したがって、「アメリカにとってはまったく地主制は無用の長物であった」(注4)のである。

とはいえ、日本の植民地政策の結果、解放直後には、民族資本がきわめて弱体であった南朝鮮においては、軍政を実施したアメリカが、その支配のよりどころとなりうるのは、主として地主層以外になかった。それゆえ、アメリカは南朝鮮の地主層を再編し、温存するのではなく、地主を産業資本家に転化する道を開きつつ、耕地は直接耕作する農民に分配する政策をとったのであった。このようなアメリカの政策は、もちろん、南朝鮮農民の土地に対する強い要求、1946年3月に実施されるように

なった北朝鮮の土地改革，あるいは，当時の南朝鮮の社会情勢，政治情勢等も，考慮されたであろうことはいうまでもない。

このようなアメリカの政策に対し，南朝鮮の地主が強く抵抗し農地改革に多くの抜け道がつくられたこと，しかし，結局アメリカが実施した旧日本人所有地の分配（1948年）と，ほぼ同様な方式によって朝鮮人地主の農地も分配されたこと，アメリカの農地改革政策の中に含まれていた一つの目標であった土地に投下された資本の産業資本への転化も，多くの中小地主が没落し，「大地主と新興商人――資本家達の資本蓄積（大部分は不正蓄財）に貢献したにとどまり」「土地資本を産業資本化できず」(注5)，浪費してしまったこと，あるいは，依然農業経営の零細性を解決できなかったことなどが，こんにち，一般に指摘されているところである(注6)。

以上のような南朝鮮の農地改革の経緯をみるとき，アメリカが，南朝鮮地主の温存・再編を行なったものとする説は，根拠が弱いと考えられる。このような問題に逢着するのは，前記のような，帝国主義の植民地支配に関する一般的・古典的理論をよりどころとしていることにあり，そのために，かつての日本が「コメの安定した搬出機構を必要とした」のに対し，アメリカは食糧輸出国であったという，日本とアメリカの資本主義の異なった側面がとらえられず，あるいは軽視され，封建性が過大に評価されることにつながっていると考えられる。

同時に，解放前，十分展開されることなく中断された「封建制論」がどのように継承されているかという点にも問題があると考えられる。

では，解放後の農地改革により，植民地時代の「封建制」が基本的に打破されたとする説は問題がないだろうか。

1948年（旧日本人所有地），1950年（朝鮮人地主所有地）と2度にわたって行なわれた南朝鮮の農地改革では，改革の過程で地主に多くの抜け道があり，単に分配に関する面積だけをみても，解放直後には147万町歩に達した小作地のうち，最終的（1957年末）には47万町歩だけが政府によって買上げられ，有償で分配されたにとどまり，約100万町歩の小作地が，大部分どのように処理されたのか正確に把握されていないのである。

このように，南朝鮮の農地改革は私的所有権は一定限度制限されたものの，基本的にはあくまで資本主義的な私的所有制の枠内において，土地の所有権を移転するという改革であり，それ以外に，たとえば共同体の解体を意味するような措置とか，身分的差別制を廃止するというような，封建制を変革するようななんらの改革も伴ったわけではなかった。このような改革によって「封建制」が打破されたとするならば，植民地下朝鮮農業の「封建制」とは何であったのか，改めて問いなおさざるを得ない。

さらに，北朝鮮で行なわれた土地改革に関しても，なお検討の余地があると思われる。北朝鮮においては，1946年春に実施された土地改革は「反帝反封建民主改革」の一環として「封建的土地所有関係を廃絶」したものであるというのが定説である。

しかし，北朝鮮の土地改革では，すべての小作地が「無償没収・無償分配」の原則のもとに行なわれ，労働力に応じて耕地を配分し，配分された土地はその利用権だけが賦与されたものであり，売買，賃貸，抵当は厳禁された。したがって，なんらかの事情で耕作できなくなった土地は，国家が管理することになっていた。こうした内容の土地改革は，理論上は別として，現実にはブルジョア的な改革の内容としてはありえないことであり，上記のようなすべての点において，社会主義的な要素をもっていたといえよう。とするならば，この点からも，植民地時代の土地制度の歴史的性格を再検討することが要請される。

この「封建制」を問い直すということは，とりもなおさず，朝鮮総督府が行なった「土地調査事業」を基盤として編成された農業の生産関係が，どのような歴史的性格のものであったかということに帰着する。

ところで，解放後の朝鮮においては，前述の事情からこの問題をめぐっての論争はないといっても過言ではない状態である。もちろん，それぞれの立場に立っての論文は数多く出されたが，それらは互いに全く平行線をたどったまま，かみ合った議論を行ない得なかったのである。こうした中で，植民地下の農業の歴史的性格の再検討を試みたものとしては金俊輔氏の「金融資本主義下の零細農の性格――日帝下の零細小作制を中心に――」（『論文集』第5輯　ソウル大学校　1957年4月）および『農業経済学序説』（1967年），慎鏞廈氏の「韓国地主制度に関する一研究」（『経済論集』ソウル大学校商科大学韓国経済研究所，1966年9月），金洛中氏の『韓国農業と資本主義――韓国農業の歴史的性格に関する考察』（高麗大学校　1968年11月）等が主要なものである(注8)。

慎鏞廈論文には後にふれることとし，まず金俊輔論文を簡単に紹介すれば，1930年代における論争の両当事者

を批判し，いずれの側も「伝統的な小農理論」を前提とし，これを現実にいかに合理的に適用するかに力点を置いており，したがって，問題をより広い視野から，歴史的運動過程の下で観察することができなかったとのべ，植民地統治下における朝鮮農業が，なによりも独占金融資本の支配下にあった零細農であることを強調し，その視点から，地主の産業資本家化，零細小作農の農業労働者化が進行しつつあったと主張する。

また，金洛中氏の論文は，植民地時代から解放後に至るまでの韓国の農業と資本主義の関連を扱っている。ここでは，植民地時代の理論上の問題しか言及できないが，封建論，反封建論の各論者の主張を網羅的に紹介し，各論者が指摘するような現象は，いずれも植民地下の朝鮮農業に認められるが，問題は，植民地下における朝鮮農業を支配した基本的な経済法則は何であったか――封建経済の法則か，資本主義経済の法則か――にあるとする。こうした問題設定から自説を展開し，結論として，植民地下の朝鮮農業を支配したのは，剰余価値の生産を目的とした資本主義の経済法則であったと述べている。

以上，2氏の論著の要旨を簡単に紹介したが，いずれも論者の問題設定と関連して，封建論の論拠に詳細には立入っていない。それゆえ，以下において，封建論が論拠としたいくつかの主要な問題点を再検討したい。

植民地下朝鮮農業の「封建制」論を最も体系的に，かつ強力に展開し，主張したのは印貞植氏であり，したがってここでは同氏の「朝鮮の農業機構」（増補版　昭和15年4月）を中心とし，必要に応じて他の論者の所論にも言及するという方法ですすめることとする。

（注1）　1930年代の論争に関しては，印貞植『朝鮮の農業機構分析』（白揚社　1937年）の序文に簡潔な紹介があり，また，金俊輔「金融資本主義下の零細農の性格」（『論文集』人文・社会科学第5輯　ソウル大学校　1957年4月）および慎鏞廈「韓国の地主制度に関する一研究(その1)――日帝下の土地小作制度について――」（『経済論集』第V巻第3号　ソウル大学校商科大学韓国経済研究所　1966年9月）でも論争の要点を知ることができる。

（注2）　半封建という用語は，きわめてあいまいに使われているのが大部分であり，印貞植氏が生産過程は封建制，流通過程は貨幣諸関係に従属しており，全体として半封建制と規定したり，権泰燮氏が「半封建的土地所有の『半』は，封建制社会構造の基礎範疇である封建的土地所有が，つぎの資本主義的構造創設時に，それが揚棄されず，ふたたび再編されてそのまま再出したことを意味する。……このように『半』という意義を範疇的に規定するとき，経済学的には封建制の範疇に属するが……」（『朝鮮経済の基本構造』　同心社　1947年　102ページ以下）とのべているように，明確な場合は少ない。しかし，後にのべる慎鏞廈氏の場合もそうであるように，半封建という言葉を使っていても，範疇としてどちらかという二者択一になれば，封建制に属すという場合が多いと考えられるので，以下では，半封建と封建は区別せず，すべて封建で統一してあつかうこととする。

（注3）　これに関する論文については伊谷清和「南朝鮮の農地改革」（『朝鮮研究』　1967年11月号）参照。

（注4）　吉永長生「韓国経済の構造と現局面」（『国際問題』　1967年7月号）　28ページ。

（注5）　金用燮「1950年農地改革の再検討」（『韓国経済』　1963年3月号）　145～146ページ。

（注6）　南朝鮮の農地改革について，詳細にふれることはできないので，より詳しく知るための文献についてはさしあたり『朝鮮研究』（日本朝鮮研究所）の1967年10月号，11月号の「南朝鮮の農地改革」参照。

（注7）　吉永長生　前掲論文。

（注8）　以上にかかげたほか，直接この問題と関連するものとして，金森襄作「日帝下における地主制度研究――特に地主・小作慣行を中心として――」（延世大学校　大学院史学科　1970年1月）においても，新たな地代範疇の規定が試みられている。

II　封建論の再検討

1.「土地調査事業」をめぐる問題

印貞植氏は，前掲「朝鮮の農業機構」において，植民地下の朝鮮農業を詳細に分析したのち「斯ように流通過程に於いては，商品＝価値＝貨幣諸関係に従属，包囲されているにも拘らず，他方，最も本質的な生産過程においては，封建的＝農奴的である所の農村関係を，われわれは半封建的，或ひは半農奴的な農村関係として規定することができるのである」（注1）と述べている。

では，この結論に至る氏の論理構成はどのようなものであろうか。氏が，氏の理論を実証するために行なった現実分析を除外し，その論理だけをとりだしてみれば，次のように要約することができる。

(1)　資本主義の萌芽さえない李朝末期の朝鮮社会。

(2)　外来諸帝国主義の侵入――日本帝国主義による植

民地化と土地変革の実施。

(3) 土地変革は不徹底，不十分にしか行なわれず，封建制の再編にすぎなかった。

(4) したがって，経済外的強制を伴う高率・現物小作料や自然経済が存続し，経営の零細性，農業技術の立ちおくれも克服できない。

(5) 以上のことから，生産過程においては封建制が再編されたが(注2)，流通過程は商品経済化されており，全体として半封建制である。

ここで，まず第1に問題となることは，資本主義の萌芽をめぐる問題である。李朝末期の朝鮮社会を日本の藤原時代に該当するとした福田徳三の議論は極端な例としても，和田一郎，河合弘民，黒正巌等の日本人研究者は「その立場と見解に若干の相違点をもってはいても，いずれも朝鮮における封建社会の成立を否定する点では一致」(注3)していたと指摘されているように，停滞論が支配的であった。

こうした停滞論，あるいは，形をかえた停滞論といわれている「アジア的封建制度」論等の影響もあったと考えられるが，解放前から解放後にかけても，朝鮮における封建社会の成立を主張した多くの朝鮮人研究者も，李朝末期の朝鮮社会には資本主義の萌芽さえなかったという認識が広く存在した。印貞植氏もその1人であるが，たとえば全錫淡氏も「近代化の要因を完全に欠失した堕落と腐敗の小宇宙」(注4)と表現し，また，権泰燮氏は「李朝末期まで畸形的，不具的な資本制生産発展の萌芽さえみえなかったことが，朝鮮の資本制経済の発達を不具的，停滞的形態に決定せしめ……」(注5)と述べているなどである。

だが，多くの日本人が，朝鮮における封建制の成立を否定していたのに対し，朝鮮人研究者の中には，朝鮮における封建制の欠如を主張した人はいなかったということは，今後の研究においても注意すべき問題を含んでいる。

もっとも，資本主義萌芽の欠如に関しては解放前においても，朴文圭氏のように「朝鮮においても，李朝末期においては，既に封建社会の胎内において，土地の封建的占有の近代的所有への転化の萌芽がみえていたとはいえ，しかし，それは局部的現象にすぎず……」(注6)と資本主義の萌芽を指摘した人もあったが，この場合でも，ごく微弱なものと理解されていた。

李朝末期の資本主義萌芽に関する研究成果がいくつか現われるようになったのは，朝鮮の南北とも，1960年代にはいってからである(注7)。これらの研究の中には農業に関しても近代化のための前提条件の形成とかその萌芽に関する研究が含まれている。

このような資本主義の萌芽に関する研究成果は，李朝末期の社会経済史の中でどのように位置づけられるか，まだ，今後の研究に待たなければならない点が多い。しかし，前述のような，資本主義の萌芽を全く視野に入れることができなかった従来の封建論に対しては，すでに，封建論が前提とした点に重要な問題を提起している。

というのは，前述のような「資本主義の萌芽の完全な欠失」という認識は，その社会自体においては，その社会を変革する物質的基盤が全く形成されていなかったということを意味し，このような状態のところに帝国主義が侵入して改革を行なっても，それは封建制の再編とならざるを得ないという論理が，封建制論にはあるからである。

しかし，資本主義の萌芽に関する研究成果は，従来の封建論のように外来帝国主義の改革と封建制の再編とを直線的に結びつけることができないことを示している。このことと関連して，たとえば趙璣濬氏は「日本軍国主義を旗手としておしよせた外来勢力は，韓国内部にめばえてきた新らしい芽につぎ木されるのではなく，むしろこれを抹殺しつつ，外来勢力を扶植した。……韓国近代化の連続性は，これによって断絶されてしまったのである……」(注8)と述べているが，ここにみられるような李朝末期の社会経済の認識は，従来の封建論とは大きなちがいがあり，こうした段階に達していたことは，日本の植民地政策，たとえば土地制度の改革にどのような意味をもったのか，あるいは従来の基本的な認識を変えるほどの意味はなかったのかという問題が提起されている。

第2に，朝鮮総督府が行なった「土地調査事業において，封建制が再編されたというとき，具体的には何を意味しているかが問題となる。

これについては印貞植氏は次のようにのべている。「土地調査事業」によって，「一方従来の収租権者たりし官僚や豪族，特に独占資本経済的な大土地会社による大土地所有が，近代的な法的基礎の上に空前の規模において確立＝発展されたのに反し，他方，直接的生産者としての農奴＝農民の側に於いては，土地に対する従来の世襲的保有からの分離，森林・原野・草原等の村落共同地の共同利用権の喪失等と相俟って，土地からの遊離の過程が促進されたのである」(注9)。

ここにみられる通り，「土地調査事業」自体が，封建

制の再編であったことの論拠は，少数の官僚，大土地会社などが大土地所有者となり，多数の農民が「土地の世襲的保有から分離された」ことに置かれている。しかし土地所有権が誰に認められ，誰に認められなかったかということは，封建制の再編とは関係のないことといわねばならない(注10)。

また，農民が，土地の世襲的保有から分離されたが「土地をも含めて一切の生産手段の所有又は占有から決定的に分離解放されると共に自らの労働力を商品化し得る自由のみは，これを彼等に賦与することを頑強に而も慎み深く拒否したし，またしつつある」(注11)と述べこれも封建制再編の理由とされている。

この点は，氏がくりかえし強調していることであるが，他面では氏自身も小作農の分析を行なったところで「この農民層（小作農――筆者）からは，統計上の所謂被傭者，火田民，漫然渡航者，満洲移民，放浪者，乞食等として膨大なる農村過剰人口が断えず大量的に排出されて居る……」(注12)ということを認めており，また，朴文圭氏が「土地調査事業」によって形成された零細土地所有者について「かれらにあっては，封建的諸拘束からの解放と土地所有の自由とは，結局，土地所有そのものからの分離の自由――土地の売買，分割，兼併，抵当の自由に外ならなかった」(注13)と述べている。このほか，多くの人びとが指摘している通り，大量の零細土地所有者や小作農民が，植民地支配下において，土地の世襲的保有から分離されただけでなく，現実の所有，占有からも分離され，日本，中国をはじめとする諸外国にまで，流出していかなければならなかったことは，否定できない事実であった。とするならば，この点においても「土地調査事業」＝封建制再編論は困難な問題がある。さらに，このように農民が現実的に土地所有，あるいは占有からもきりはなされ，農村から流出したということは，農村に残り，きわめて高率な小作料を支払いつつも農業を営まねばならなかった農民も，なんらかの封建的な制度のためにそうせざるを得なかったのではないことを示しているといえよう。

第3に，印貞植氏は李朝末期の土地制度に関して叙述したのち，「扨て，土地関係におけるこのような場合において，近代＝資本家的な土地私有権が確立され，旧来の土地公有制が完全に止揚克服され得るためには，ただ2個の転形方法があり得るのみであった」(注14)とし，その一つは，土地の現実的な保有者，耕作者である農民に土地所有権を設定することであり，その二は官僚や豪族等の収租権者にその収租地の所有権を認めることであると述べ，つづけて，後者の方法は「再版農奴制の編成方法」であると規定している。そして，李朝末期の朝鮮においては，前者の方法が選ばれる歴史的な前提が全く欠如していたため，後者の方法が残されるのみであったとする。

ここでは「近代＝資本家的な土地私有権が確立され」るための一つの方法として「再版農奴制の編成方法」があったという叙述になっており，これは矛盾しているといわなければならない。

しかし，氏の全体の主張をみるとき，ここでの矛盾は部分的なことであり，近代的な土地私有権の法的確認は，朝鮮においては資本制的な土地所有関係の外皮ではなく，封建的な所有関係を近代的に仮装する所有形式であったという主張で一貫している。こうした氏の主張から明らかな通り，近代的な土地私有権の法的確認と現実の地主・小作関係などに現われる土地所有関係を，全くきりはなされた別個のものとみなし，近代的土地私有権の法的確認は外皮であったり，ある現実の関係を「仮装する所有形式」であったりするということによって，氏の主張を一貫させているのである。

しかし，さきほど述べたように，近代的土地私有権の法的確認がなされた以後，大量の農民が，現実的に土地から切りはなされ，農村から流出していったという一事をみても，氏のように，「封建的な所有関係を近代的に仮装する所有形式」にすぎなかったとしてすますことはできない。だが氏のように「土地調査事業」＝封建制再編論をとる限り，ここにおいてなされた近代的土地私有権の確立は，あくまで封建的な所有関係を，近代的に仮装するための形式であったとしなければ，論理の一貫性を保つことができなかったのである。

第4に，印貞植氏は第3で述べたような氏の立場から朴文圭氏の「農村社会分化の起点としての土地調査事業について」を批判したが，ここに封建論の4番目の問題がある。

朴文圭氏は，「土地調査事業」によって，自由な土地の売買，譲渡，抵当の法的確認がなされたこと等を理由に，近代的土地所有制度の確立を認定した。そして，それは，印貞植氏のような，封建的所有関係を仮装するための形式としてではなかった。すなわち，「土地調査事業」によって「現実的に土地の私有権を獲得し封建的制限束縛から解放されたものは，土地所有者としての地主および富農の一部に過ぎず，一般の農民もかれ等が土地

所有者たる限りにおいては一応封建的制限束縛から解放されて自由なる土地所有者となったとはいえ，かれ等にあっては，封建的拘束からの形式的解放は，種々なる困難な事情のためにやがてかれ等の大多数が土地所有そのものからも解放され分離されることを意味したにすぎなかった」(注15)とのべている。氏は大多数の一般農民が「土地所有そのものからも解放され分離される」ということを「封建的拘束からの形式的解放」と解しているが，これは誤解といわなければならない。この点は，おそらく，「土地所有そのものからも解放され分離」された農民が，後に氏が述べているように零細な小作農にならなければならなかったということを念頭においての記述であろう。

しかしながら上記の点が誤解であり，かつ零細な土地所有者に関して「かかる零細的土地所有は支配的な標準的な形では，近世諸国民の間においては，封建的土地所有の解体から生じた諸形態の一つとして見出されるのであるが，朝鮮においても，近代的土地私有制度の確立に伴って，封建社会の下で発達せる小規模経営の基礎の上に広汎な零細土地所有の形態が植え付けられたのであった」(注16)とのべていることをみれば，氏の近代的土地所有の意味するものは，かつての日本の労農派に対して「封建的土地所有の解体から生じたイギリス・フランス・西部ドイツ等の独立自営農民の自由な土地所有を日本の場合にあやまって類推」(注17)したと講座派が批判した，「独立自営農民の自由な土地所有」であったことは明白である。

そのため，朴文圭氏の場合は，近代的土地所有制度の上に封建的な生産関係が成立したということになり，その矛盾を指摘した印貞植氏は，「すでに封建的な生産様式および生産関係の存続を承認し，更にこの封建的な生産関係の本質的な前提或ひは結果としての，経済外的強制，半農奴的存在，半封建的な高率地代（自然物地代）等の移行存続の事実を明白に肯定しておりながら，ただ土地の所有関係のみに限って封建的な性質をではなく，資本家的近代的性質を見よう」(注18)としていると述べ，これを生産関係と所有関係との機械的な分離であると批判した。

「土地調査事業」以後の農業の生産関係を封建的関係とみる論者は多く，また大部分の論者が近代的土地制度の確立を認めている。そのため，近代的土地所有権が，封建的な生産関係によって実現されるという奇妙な関係になる。もし「土地調査事業」以後においても農業の封建制を主張しようとするならば，印貞植氏あるいは李在茂氏のように「本稿でいう土地所有，または土地私有は，それが，土地調査事業について確認されたものであろうと，或ひは，それ以前のものであろうと，一切近代的土地所有を指すものではない……」(注19)としなければならない。もちろんこの場合は，「土地調査事業」以前と以後における地主や農民の土地に対する権利関係の相違を，同じ封建制ということによって矛盾なく説明することが困難なことは，先ほど第2においても簡単に述べた通りである。とくに，印貞植氏のように，李朝末期の土地制度に関して「『アジア的』封建制的な土地所有体制の下に於いては，土地に対する実際的占有（収租権者或ひは農奴＝農民自身に依る）が一切であって，その確固たる私的所有なるものは，何等本質的な問題たり得なかった」(注20)とみるとき，一層説明は困難であろう。

第5に，印貞植氏自身が述べている「森林・原野・草原等の村落共同地の共同利用権の喪失」「氏族的紐帯に依る相互扶助の封建的美風から」(注21)の分離といった事実も封建論とは逆のことを物語っているものといわなければならない。

以上において，「土地調査事業」をめぐる封建制再編論を検討してきた。その結果，封建論には大別して二つの主張があり，その一つは，近代的土地所有制度の確立を否定するものであり，他の一つはそれを肯定するものである。しかし，いずれの理論にも大きな問題が含まれていることが明らかとなったといえよう。

2. 地税の封建性について

植民地下朝鮮農業の封建制論の一つの重要な論拠として，地税の「封建貢租論」がある。

地税制度の変遷について，ここで詳述することはできないが(注22)，1894年に従来の物納制から金納制となり，1914年には「地税令」が施行され，地税の納付義務が土地の利用者から土地の所有権者に改められた。さらに，1918年には「新地税令」が出され，「土地調査事業」によって全国的に評価された地価にもとづく地税の算定方法が定められた。こうして「土地調査事業」の終了と時期を同じくして，新たな地税制度が確立したとみることができるので，1918年の「新地税令」が重要である。

植民地下の地税が，その本質において「封建貢租」であると主張した論者は，金漢周，権泰燮氏等であるが，ここでは，その代表的な論者と考えられる金漢周氏の所論を検討しよう。

1918年の「新地税令」では，全国的に地価を算定し，その地価の一定率（最初は1000分の13）を地税として地主から徴収するという方式がとられることになった。

金漢周氏は，この地価の算定方法に関して「土地収穫金額中から，その50%は耕作費として，また，その5%は土地の修繕費および維持費として，それぞれ控除されたが，これは明らかに朝鮮における五割の小作料を唯一至上の前提としたもの」(注23)であり，(1)新地価の設定というのは，結局一般利子率による小作料額の資本化にすぎなかったこと，(2)この地税制度があくまで封建的地主の立場に立ってつくられていること，(3)地税以外に，付加税，地税割，農会費等があったので，これらを合計すれば地価の1000分の36ないし38となり，土地負担は収穫高に対して13%に達し，李朝末期と変わりなく収穫高に対し1割以上に達する高率なものであったことという理由から，これを「封建貢租」であるとした。

しかし，第1に，地税をはじめとする土地負担が高率であったということは強調されねばならないが，高率であるということは封建貢租であるか否かの基本的な基準ではなく，あくまでも補助的な指標とみるべきであろう(注24)。

第2に，地価の算定方式が「封建的地主の立場」に立つものであったという主張であるが，地主が封建地主であったか否か自体が問題であるから，このように「封建的地主」を前提としてしまうことはできない。

しかし，第3に，氏は小作料を封建地代と考え，それを「唯一至上の基礎」として算出した地税も「封建貢租」であるという論理のようである。このことは，明示されているわけではないが，それは別としても，小作料の地代範疇は生産関係を規定するうえで最も重要なものであり，したがって以下において，小作料＝封建地代とする説が，何を論拠としているかを検討してみよう。

3. 小作料の地代範疇について

植民地時代における朝鮮小作農の小作料は封建地代であるという論者はきわめて多いが，なかでも，それを最も強力に主張したのはやはり印貞植氏であった。

すでに述べた通り，氏は「土地調査事業」は封建的土地所有の再編成を行なったものであるという見解に立つので，この論理にしたがえば，小作料が封建地代となることは当然の帰結である。しかし，氏はあらためて小作料の徴収形態，徴収方法，比率等を詳細に分析し，次のように述べている。「地代が，通例直接生産者の剰余労働の全部を包含する場合――斯かる場合には，地代の徭役(労働)，物納，金納等の形態如何を問わず，それは必然に封建地代をなすものである」(注25)と。

このように，氏は地代が封建地代であるか否かを問うとき，地代の収穫高に対する率だけをもって封建地代と規定するような記述があり，これはまた，「50%乃至90%の高率を以って現われる所の朝鮮の小作料なるものは，今日の直接的生産者すなわち小作農民大衆の全剰余労働のみならず，必要労働の一部分をも包含するところの極めて明白な封建地代である」(注26)という叙述にもみることができる。

しかし，他方，氏は前掲書において一節をさき「経済外的強制の拡大再生産」について述べたところでは「労働地代においてであろうが，物納地代や金納地代に於いてであろうが，兎に角一切の封建地代にあっては経済外的な強制が必須的前提になる……」(注27)とのべ，経済外的強制が，封建地代に欠くことのできないものであることを認めている。

このように，氏は「土地調査事業」を封建制の再編成とし，その後の小作料が高率であることをもって封建地代と規定し，さらに封建地代には経済外的強制が伴わなければならないことを認めるため，植民地下朝鮮においても地主の小作農に対する「経済外の強制が必然に伴わなければならない」という「帰結に到達する」のである。

ここでは，一見して明らかなように，経済外的強制が伴っているから封建地代であるとするのではなく，封建地代であることがまず前提され，したがって経済外的強制が伴っているはずであるというように，論理が逆転しているといわなければならない。しかし，これは，経済外強制の存在が示されれば，大した問題ではないといってよいであろう。

ところで，経済外強制が行なわれているというとき，生産物地代にあっても，身分的な従属関係を前提とする(注28)。この点に関して，印貞植氏は，地主（両班）と小作農（常奴）間の「人格的身分的隷従の諸関係は今なほ完全に撤廃されているものではない」として，いくつかの事例をあげている。さらに，経済外的強制が，どのような方法において行なわれているかに関しては「事情の方」「法律上の規定」をあげ，「今日経済外的強制の遺制が農村生活の中に深く広く存続しているということをわれわれは何等疑うべき理由を持たない」(注29)と述べている。

しかし，第1に両班，常奴等の身分的隷従の関係が，氏のいうとおり「完全に撤廃されているものではない」

し，いくつかの事例が指摘できるとしても，それが残滓であるのか，遺制であるのかということになれば，氏の叙述では明らかでない(注30)。両班，常奴等の身分制度は1894年（甲午改革）に廃止されたのであり，それが日本の侵略過程の中で行なわれたという事情から，不十分さはあったとしても，その後にみられる身分的な従属関係は，残滓とみるべきではないだろうか。というのは，身分的な従属関係を維持していく制度的な保障はないからである。

第2に，「事情の力」が何を意味するのか全くのべられていないことにも問題がある(注31)。

第3に，氏が「法律上の規定」によって経済外的強制が行なわれていることの事例として，列挙している事実も，必ずしも経済外的強制でなければ説明できないことではなく，経済上の強者と弱者という関係からも説明のつくことである。このような事例を氏が一義的に経済外的強制と結びつけたのは，先ほど指摘したように，封建地代であるから経済外的強制が伴わなければならないという，氏の論理構成のためと考えられる。

以上でみたとおり，経済外的強制は遺制として存続しただけでなく，むしろ拡大再生産されたという印貞植氏の主張には無理があり，残滓としては封建的なものが色濃く残っていたとしても，それらが何らかの体系をもち，かつ，それが体系として権力によって支えられていたという意味での遺制としては，経済外的強制の存続を論証することは困難といわなければならない。

ここで，近年，北朝鮮においてはこの問題がどのように理解されているのか，一つの事例を検討しておきたい。ここにとりあげる金承俊(音訳)著『わがくにでの農村問題解決の歴史的経験』（朝鮮労働党出版社 1965年10月）は，あくまで一つの例であり，この問題に関する詳しい情況を全般的に知ることはできない。

まず，上記著書の中で，植民地下朝鮮農業の封建制に関する著者の要旨を紹介すると次のとおりである。

朝鮮を侵略した日本の軍事・封建的帝国主義は朝鮮の土地を略奪するとともに「土地調査事業」「林野調査事業」等を通じて，従来の複雑な封建的法律関係を撤廃し，近代法的私有権を確立した。しかし，これは法律的な形式面だけのことであり，封建的搾取制度に本質的変化はなかった。

土地所有関係の本質は，農業の生産関係によって決まるものであるが，日本帝国主義下における地主・小作関係は，直接生産者に対する，生産諸条件の所有者の直接的関係であり，封建的であった。土地から分離された農民も都市労働者として吸収されず，餓死しないためには再び地主に隷属せざるを得なかった。小作料は現物形態が支配的で，全剰余労働を搾取する封建地代であった。

しかし，生産関係に何の変化もなかったことを意味するものではなく，次のような事実によって純粋封建制から区別される半封建制となっていた。

(1)資本主義の浸透により自然経済から商品経済へ発展し，

(2)直接生産者は一応土地から分離される「自由」をもっており，

(3)事実上各種の形態で地主に人身的に隷属し，経済外的強制をうけたが，農奴制下のような法律的隷属ではなく，飢餓の規律による隷属であった。

レーニンは，こうした半封建的搾取制度を総称して雇役制度といった。雇役制度は賦役経済から資本主義経済制度への過渡的形態であり，(イ)労働用具をもつ経済主が行なうもの，(ロ)農村プロレタリアが行なうものの2種あるが，日帝下の地主・小作関係は(イ)から(ロ)への緩慢な移行過程にあった。

以上が，著者の論旨であるが，これには次のような疑問がある。

(1)封建制の論拠として，直接生産者の地主に対する直接的関係と全剰余労働の搾取という二つの規定のしかたがあるが，両者の関係があいまいである。

(2)地主への隷属が「飢餓の規律」によって行なわれたとしているが，「飢餓の規律」とは経済的強制ではないか。

(3)地主・小作関係は雇役制度として資本主義への過渡期にあったとしているが，過渡期にはいるためには，封建制が基本的には崩壊しなければならず，したがって「封建的搾取制度に本質的変化はなかった」という主張と矛盾する。

以上で，印貞植，金承俊両氏の所論を検討した。この問題に関しては，先にのべたように，慎鏞廈氏が「韓国の地主制度に関する一研究」(1966年)を発表した。

慎鏞廈氏は，この論文の小作料の地代範疇を論じた節で，地代範疇を区分する指標として，(1)剰余生産物の徴収形式，(2)経済外的強制，(3)地代の形態（労働，現物，貨幣等）の三つをあげている。

先ほどのべた印貞植氏の場合もそうであったように，従来，植民地下朝鮮農業の地代範疇を論ずるとき，この

ように指標を明確に設定せずに行なってきたので，小作料が封建地代であるという場合も，なにゆえそうかということをつきつめてゆくと，あいまいな場合が多かった。

この点は，日本の資本主義論争においても同様であり，たとえば講座派の封建地代の規定をみても，(1)剰余価値が地代と一致している場合(平田良衛)，(2)生産者に直接対立するものが土地所有者である場合（平野義太郎）などがあり，さらに，(3)経済外的強制は封建地代成立の基礎（藤井米蔵）とか，(4)「経済外的強制」があるかどうかが重要な一つの基準（小山弘健）(注32)などといわれているように，講座派内においても各人各様であった。

愼鏞廈氏の上記の指標設定は，問題を明確にし，議論を有効にすすめるうえで大きな意義をもつといえよう。

ただ，氏の場合も，日帝下においては，経済外的強制が，基本的に解体し，「遺制」(注33)としてのみ残ったことを強調したのち，「ここで注意すべきことは，経済外的強制が基本的に解体されたといって，それが封建地代の完全な解体や，近代資本制地代の成立を証明するものではないという事実である，経済外的強制は，封建地代の徴収の手段であり，機構であって，封建地代の唯一の構成要素ではないからである。封建地代のもう一つの本質的構成要素である直接生産者の剰余生産物の《全部》の《直接的》収取という剰余生産物収取形式の封建地代的要素が，経済外的強制の解体とともに，完全に解体されるとき，いわゆる封建地代の完全な解体を語ることができるのである」(注34)とするので，前記の3指標と，この二つの本質的構成要素と規定したこととの関係，すなわち，地代範疇を考えるとき二つの指標で区別するのか，あるいは三つの指標でするのかという問題が残されたといえよう。

ここではさし当り三つの指標について氏の主張をみると，(1)については，地主が小作農から直接地代を徴収し，しかも全剰余生産物に相当するような高率のものであった，(2)については，経済外的強制は基本的には解体した，(3)については，現物で徴収するものが全体の93%に達していたと述べ，植民地下朝鮮の小作料を封建地代から資本制地代への過渡期にあるものとし，過渡的地代範疇としての「小作農地代」を確立しようと試みている(注35)。

この論文の目的も上記の点にあるが，氏は，さらに，「小作農地代」というような過渡的地代範疇が認められず，植民地下朝鮮農業の小作料が，封建地代か否かと，しいて問うならば，それは封建地代に属する以外にないと述べている。だが，なぜ封建地代に属する以外にないといえるのかという点には全く言及していない。

愼鏞廈氏は，日帝下の小作料は封建地代とは考えられないから，非封建地代としての「小作農地代」を設定しようとした。その際，氏も述べているとおり，日帝下の小作料とそれ以前の小作料において，異なるところは，ただ，それが経済外的強制によって徴収されているか否かという一点だけである。したがって，氏が意識したにせよ，しなかったにせよ，「小作農地代」を設定しようとした時の氏は，小作料が封建地代であるかないかということを，実質的に経済外的強制の有無によって決定したといわなければならない。これは論理上の必然的結果であるが，他方，氏はもう一つの封建地代の「本質的構成要素」――地主が耕作者から直接，全剰余生産物を徴収すること――をつけ加えた。この，氏が「本質的構成要素」とするものは，「小作農地代」という範疇を設定しようとした日帝下においても，あるいは，それ以前の李朝時代にもあったことであり，このように両方の時期にあるということが，氏のいう「本質的構成要素」が，本質的でないことを示しているといわなければならない。このように，氏は，論理上まず，経済外的強制の有無をもって，封建地代であるか否かを決定した後に，さらにもう一つの「本質的構成要素」を認めるというところに氏の若干の論理上の混乱が生じ，「封建地代に属する以外にない」というときの飛躍が生ずる原因があることが明らかとなった。

以上みてきたように，また，印貞植氏も経済外的強制は封建地代の必須的前提であると述べているとおり，地代が封建地代であるか否かを範疇として区別する唯一の基本的な基準は，封建的身分制度を前提とする経済外的強制によって地代が徴収されているか否かにあるとすべきであろう。もちろん，それが制度として認められる限り，経済外的強制の遺制であっても，封建地代は成立する。その他の小作料に伴うさまざまな特徴は，すべて補助的な基準とみなければならない。

（注1） 印貞植『朝鮮の農業機構』（白揚社 昭和15年4月） 234ページ。

（注2） 印貞植氏は生産過程においては封建制が再編されたとしているが，米の生産過程を籾を精白する段階までとみるならば，このように規定するには困難な問題を含んでいる。すなわち，日本においては，玄米にする段階までを農民が支配していたのに対し，朝鮮では籾にするまでにとどまり，その後の籾摺，精白の段階は商人の手ににぎられ，工場生産が支配的だっ

たからである。東畑精一，大川一司『朝鮮米穀経済論』（日本学術振興会　昭和10年7月）参照。

（注3）　権寧旭「朝鮮における資本主義萌芽論争」（『思想』　1966年12月号）。

（注4）　全錫淡・李基洙・金漢周著『日帝下の朝鮮社会経済史』（朝鮮金融組合連合会　1947年4月）10ページ。

（注5）　権泰燮『朝鮮経済の基本構造』（同心社　1947年1月）　49ページ。

（注6）　朴文圭「農村社会分化の起点としての土地調査事業に就て」（『朝鮮社会経済史研究』　刀江書院　昭和8年）　531ページ。

（注7）　資本主義の萌芽に関する論者は，ここですべてを網羅することは不可能なので，最近の日本語の論著のうち，いくつか主要なものをあげておく。

梶村秀樹「李朝後半期朝鮮の社会経済構成に関する最近の研究をめぐって」（『朝鮮研究』　1963年8月号　日本朝鮮研究所）。

梶村秀樹「朝鮮近代史の若干の問題」（『歴史学研究』　第288号　青木書店）。

朴宗根「朝鮮における近代的改革の推移」（『歴史学研究』　第300号　青木書店）。

翻訳紹介「わが国封建末期資本主義発生問題に関する討論会」（『朝鮮研究』　1965年6月号　日本朝鮮研究所）。

権寧旭「資本主義萌芽をめぐる若干の方法論」（『朝鮮史研究会会報』　第14号　1966年11月）。

権寧旭「朝鮮における資本主義萌芽論争―北朝鮮史学界の動向を中心に―」（『思想』　1966年12号）。

梶村秀樹「朝鮮近代史と金玉均の評価」（同上『思想』）。

朝鮮民主主義人民共和国，社会科学院歴史研究所編・日本朝鮮研究所訳編・代表訳編　渡部学『金玉均の研究』　日本朝鮮研究所　昭和43年5月）。

梶村秀樹「資本主義萌芽の問題と封建末期の農民闘争」（朝鮮史研究会・旗田巍編『朝鮮史入門』　太平出版社　1966年11月）。

渡部学編『朝鮮近代史』勁草書房　1968年3月。

姜在彦『朝鮮近代史研究』日本評論社　昭和45年10月。

「朝鮮におけるブルジョア革命運動」（『朝鮮学術通報』　Vol. VIII No. 1, No. 2　在日本朝鮮人科学者協会）。

（注8）　『韓国文化史体系』二　政治経済史，ただし，前掲『朝鮮史入門』の訳による。

（注9）　印貞植　前掲書　61ページ。

（注10）　大内力『日本経済論』上　125ページ以下参照。

（注11）　印貞植　前掲書　62ページ。

（注12）　印貞植　前掲書　98ページ。

（注13）　朴文圭　前掲書　554ページ。

（注14）　印貞植　前掲書　58ページ。

（注15）　朴文圭　前掲書　525ページ。

（注16）　朴文圭　前掲書　553～554ページ。

（注17）　小山弘健編『日本資本主義論争史』上　141ページ。

（注18）　印貞植　前掲書　241ページ。

（注19）　李在茂　「朝鮮における「土地調査事業」の実態」（『社会科学研究』　第7巻第5号　昭和31年）。

（注20）　印貞植　前掲書　48ページ。

（注21）　印貞植　前掲書　61ページ。

（注22）　地税制度に関しては，つぎの文献参照

朴文圭　前掲論文。

金漢周「朝鮮地税令研究――李朝末期の地税制度との関連で――」（『学術』解放記念論文集　朝鮮学術院　1946年8月）。

全錫淡・李基洙・金漢周共著　前掲書。

権泰燮　前掲書。

李英俠『韓国近代土地制度史研究』（普文閣　1968年6月）。

（注23）　全錫淡・李基洙・金漢周共著　前掲書　144～145ページ。

（注24）　この点に関しては，大内力『日本資本主義の農業問題』（改訂版・東京大学出版会　1969年5月）148～152ページ参照。

（注25）　印貞植　前掲書　188ページ。

（注26）　印貞植　前掲書　189ページ。

（注27）　印貞植　前掲書　221ページ。

（注28）　大内力『日本資本主義の農業問題』94ページ。

（注29）　印貞植　前掲書　224ページ。

（注30）　従来「封建遺制」と「封建制の残滓」という言葉が明確に区別されないまま使われてきたように思われる。元来，日本の資本主義論争の中で，講座派に属する人々が「封建遺制」という場合，明治以後の日本において，封建性が制度として存続したことを表現したものであり，それゆえに，日本農業の「半封建制」が主張されたのであった。したがって，日本にお

いても，あるいは朝鮮においても「封建制」を否定する人びと，たとえば大内力氏が「私は身分的な諸関係とかあるいは封建遺制というものがいろいろな形で，ことに明治初めから日本にあったと思う」とか「私が封建遺制を全然否定しておると今島先生のおっしゃったのはおそらく私に対する誤解であると思います」（日本人文科学会編『封建遺制』有斐閣 昭和26年11月 302ページ）と述べていることは適当な用語ではないと思う。大内力氏のような立場に立つ場合は，「封建制の残滓」とすべきではないだろうか。

遺制という言葉の大内力氏のような使い方は，経済外的強制に関する慎鏞廈氏の記述（「韓国の地主制度に関する一研究」『経済論集』第Ⅴ巻 第3号 119ページ）にもみられる。すなわち，氏は日帝下の朝鮮において「経済外的強制が基本的に解体された」ことを認めながら，経済外的強制が遺制として強勒に残存したというのであるが，この場合も上記と同様「経済外的強制の残滓」とすべきであろう。

（注31） この点に関しては大内力『日本資本主義の農業問題』改訂版 東京大学出版会 124ページ参照。

（注32） 小山弘健編 前掲書による。

（注33） 小山弘健編 前掲書による。

（注34） 慎鏞廈「韓国の地主制度に関する一研究——日帝下の土地小作制度について」（『経済論集』第Ⅴ巻第3号 ソウル大学校商科大学 韓国経済研究所 1966年9月 119ページ）。

（注35） 慎鏞廈氏は過渡的地代範疇をいくつかに細分しているが，基本的には，かつて日本資本主義論争において，猪俣津南雄，櫛田民蔵等の諸氏が規定した「過小農制高利地代」「封建地代ではない前資本主義地代」等と，一致するものである。

おわりに

1930年代の論争にあらわれた植民地下朝鮮農業の封建制論を中心として，主要な封建制論の論拠を検討した。その結果，こんにちにいたるまで，自明のことのように広く使われている封建制ということの内容は，論者によって大きなちがいがあるだけでなく，それぞれの理論がまた，その内部に重要な問題を含んでいることが明らかになった。

たとえば，印貞植氏は，朴文圭氏の理論を「生産関係と所有関係の機械的分離である」と批判したが，他面において印貞植氏も「従来の収租権者たりし官僚や豪族，特に独占資本経済的な大土地会社による大土地所有が，近代的法的基礎の上に空前の規模において確立＝発展された……」(注1)（傍点筆者）ことを認めつつ，同時に，近代的土地私有権の確立は単なる「仮装」であり「所有の形式」であって，生産関係の封建制という本質には変わりがないということは，生産関係と所有関係を分離しているものといわなければならないだろう。

したがって，今後，封建制論を継承するとしても，封建の概念が明確にされねばならず，論理的な矛盾も正されていかなければならない。

（注1） 印貞植 前掲書 61ページ。

（調査研究部）